住所　福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2264番地94
金恵子　平成3年1月30日生
住所　福岡県直方市大字感田2291番地
林美幸　昭和53年11月6日生
住所　茨城県日立市水木町2丁目2番6号
ケリ・ミユキ・タキウチ　昭和56年1月5日生
住所　岐阜県多治見市平和町5丁目13番地
徐山川　昭和61年1月16日生
住所　川崎市宮前区馬絹1376番地56
史航　昭和58年8月16日生
史悠樹　平成24年6月2日生
住所　横浜市保土ケ谷区川島町511番地6
蔡聞　昭和62年12月22日生
住所　横浜市緑区青砥町305番地
陳小清　平成3年9月25日生
住所　横浜市都筑区茅ケ崎中央10番7―501号
張麗　昭和52年1月10日生
住所　神奈川県横須賀市池上7丁目13番1―410号
李文文　平成元年6月27日生
住所　横浜市西区藤棚町2丁目177番地14
朴英姫　昭和58年7月8日生
住所　滋賀県湖南市岩根1622番地13
呉正義　昭和14年3月18日生
呉信博　昭和49年6月24日生
住所　滋賀県大津市石山寺3丁目14番5―204号
李和恵　昭和41年9月26日生
住所　滋賀県草津市野路東二丁目6番53―310号
賈少敏　平成5年2月12日生
住所　佐賀県鳥栖市田代外町614番地6
孫成憲　昭和26年7月18日生
張壬伊　昭和27年3月8日生
孫泉　昭和53年8月6日生
住所　長崎市みなと坂2丁目14番8号
ヒロミ・テリー　昭和25年10月21日生
住所　和歌山県有田市山地23番地1
金昌樹　昭和43年10月9日生
住所　東京都板橋区弥生町79番7号
秦振瀾　昭和58年2月27日生
住所　さいたま市西区大字植田谷本137番地1
郎偉亮　昭和56年11月5日生
住所　埼玉県川越市大字吉田13番地21
王悠熙　平成22年10月14日生
住所　埼玉県熊谷市銀座3丁目14番地1
李春霞　昭和54年8月5日生
住所　埼玉県八潮市大字大曽根15番地19
李花　昭和62年2月21日生
住所　長野県茅野市中大塩11番地45
エムディ・ジョイナル・アブディン　昭和51年5月5日生
住所　茨城県牛久市牛久町3010番地49
ディエゴ・ケンタ・カミチ・ゴンザレス　平成7年3月7日生

○外務省告示第四百三十号

平成二十八年十月十二日にウランバートルで、外交旅券所持者に対する外交査証の相互免除措置に関する口上書の交換がモンゴル国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十八年十一月十五日から実施される。

平成二十八年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄

（在モンゴル国日本国大使館からモンゴル国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.016　213

口上書

在モンゴル国日本国大使館は、モンゴル国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、二千十六年十一月十五日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　モンゴル国の国民であって、モンゴル国外務省が発給した有効な外交旅券を所持しモンゴル国政府の外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該モンゴル国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(1)　モンゴル国外務省が発給した有効な外交旅券を所持するモンゴル国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　2(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するモンゴル国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するモンゴル国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにモンゴル国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるモンゴル国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、モンゴル国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在モンゴル国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてモンゴル国外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年十月十二日にウランバートルで

（モンゴル国外務省から在モンゴル国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.A／16―1749

口上書

モンゴル国外務省は、在モンゴル国日本国大使館に敬意を表するとともに、日本国の外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、二千十六年十一月十五日からの措置で二千十年三月二十五日付けの同省の口上書No.K／10―335において述べられたものを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持し日本国政府の外交又は領事の任務の目的でモンゴル国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなくモンゴル国に入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもってモンゴル国に入国するものは、査証を取得することなくモンゴル国に入国することができる。

(2)　2(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってモンゴル国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、モンゴル国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するモンゴル国の法令に服することを免除するものではない。

4　モンゴル国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　モンゴル国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくモンゴル国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　モンゴル国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

モンゴル国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在モンゴル国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年十月十二日にウランバートルで

○外務省告示第四百三十一号

平成二十八年十月二十一日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十年三月二十八日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったチュニス大都市圏洪水制御計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十三年十月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十一月十日

外務大臣　岸田　文雄